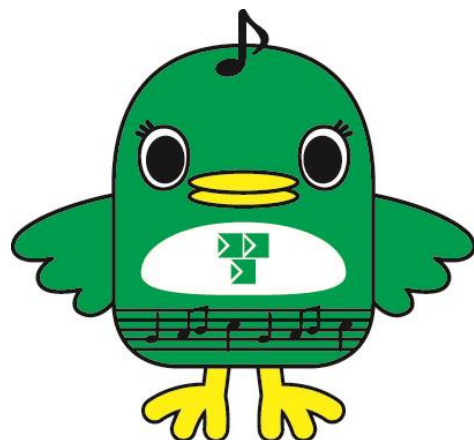


報告（2）

習志野市国民健康保険条例の一部を
改正する条例の制定について
（罰則規定の一部を削除）



令和6年12月26日
協働経済部 国保年金課

被保険者証の返還に応じない者に対する罰則規定の改正 (習志野市国民健康保険条例第13条)

【改正趣旨】

マイナンバーカードと被保険者証の一体化に関する「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号・令和5年6月9日公布）により、国民健康保険法が一部改正され、令和6年12月2日に施行されることに伴い、被保険者証が新たに発行されなくなり、保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行しました。

今回の国民健康保険法の一部改正において、被保険者証に関する罰則規定の一部が見直されたことから、習志野市国民健康保険条例について所要の改正を行いました。

【改正内容】

国民健康保険法の一部改正に伴い、同法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削除されたため、法改正に従い条例も必要な部分を削除しました。

【改正前】

第13条

市は世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においてはその者に対し10万円以下の過料を科する。

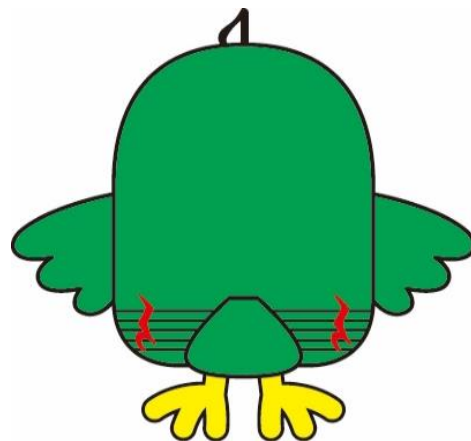
【改正後】

第13条

市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。

報告（2）

習志野市国民健康保険条例の一部を
改正する条例の制定について
（罰則規定の一部を削除）



終